

津資組監公第1号
平成26年3月3日

地方自治法第292条の規定により準用する同法第199条第4項の規定に基づき、平成25年度の定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

津山圏域資源循環施設組合

監査委員 久 常 勝

監査委員 鷹 取



平成 25 年 度

定 期 監 査 結 果 報 告 書

津山圏域資源循環施設組合監査委員

1 監査の期日及び対象

実施日	監査の対象
平成26年1月31日	津山圏域資源循環施設組合

2 監査の範囲及び方法

平成24年度及び平成25年度における財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、予算、収入、支出、契約、財産の管理事務並びに事業実施の効果などについて監査した。

監査にあたっては、監査資料、関係諸帳簿等の提出を求め、書類の照合確認、現地調査のほか、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

3 監査の結果

財務に関する事業については、関係法令、条例、規則、予算目的に準拠し、概ね適正に執行されているものと認められた。事務の一部において改善を要する点が見受けられたので、必要な措置を講じるよう要望する。

また、職員の配置状況は次表のとおりである。今後とも組織管理・職員配置について適正化を図りながら、能率的な行政事務の執行に努めるよう望むものである。

軽易な事項については、監査時に改善するよう伝えたので、その記述は省略した。

職員の配置状況

(平成25年12月1日現在)

課名	局長	次長	課長級	課長補佐級	係長級	事務	技術	非常勤嘱託	臨時職員	合計
総務課	1	1		2(1)	2	1			1	8(1)
施設課		2	(1)	2	3		2(1)	2		11(2)
合計	1	3	(1)	4(1)	5	1	2(1)	2	1	19(3)

※()内は兼務職員数

○指摘事項

- (1) 現金出納簿については、毎日の現金の収納を記載して分任出納員が確認印を押し、現金残高を常に明らかにしておくよう、事務を見直されたい。

○要望事項

- (1) 新クリーンセンター建設事業については、敷地造成工事の工期延長が報告されたところであるが、今後の事業推進においては、平成27年12月の施設稼働に向け、並行して施工する各種工事間の調整を図り、細心の注意をもって適切な進行管理に努められたい。
- (2) 新クリーンセンターの稼働後に向け、構成市町間の十分な協議を進めてごみの減量化と再資源化の徹底を図り、長期的に安定した施設運営が実施されるよう、収集運搬体制の整備・調整を望む。

津資監公第2号
平成26年3月31日

地方自治法第292条の規定により準用する同法第199条第12項の規定により、平成25年度定期監査の結果に基づく措置報告があったので、同項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

津山地区資源循環施設組合

監査委員 久 常 勝

監査委員 鷹 取



(監査実施日：平成26年 1月31日)

指摘事項	現金出納簿については、毎日の現金の収納を記載して分任出納員が確認印を押し、現金残高を常に明らかにしておくよう、事務を見直されたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等の内容	現在、組合においては分任出納員が4名となっている。 このため、現金出納簿の保管場所については、保管金庫と同様の場所に定め、分任出納員間で周知徹底し、常に現金残高と一致するように事務徹底を図ることとした。	